

「指定道路のすみ切り廃止」申請手続きに必要な書類

■下記の必要書類を正副合計2部（副本は正本の写しで可）提出ください。

※各様式はホームページよりダウンロードすることができます。

No.	必 要 書 類	備 考
1	道路の位置指定等申請書	<ul style="list-style-type: none">申請者は原則として土地所有者
2	指定道路台帳図の写し	<ul style="list-style-type: none">変更する指定道路の台帳図市役所2階道路確認担当課窓口で請求（1件300円）申請箇所を朱書きで明記
3	指定道路の廃止承諾書	<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証明書の印鑑を押印廃止申請地番の土地全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者権利者死亡の場合は、法定相続人全員の承諾が必要（権利会社倒産等の場合は代表清算人等の承諾）
4	土地全部事項証明書〔甲区欄〕 ・住民票、戸籍の付票、町名変更等 ・評価証明等（固定資産） ・戸籍全部事項証明書等	<ul style="list-style-type: none">廃止申請地番（建物は不要）権利者住所が印鑑登録証明書の住所と一致しない場合、これらがつながる書類建物所有権が未登記物件の場合権利者死亡の場合、法定相続人が確認できるもの
5	印鑑登録証明書 ・法人は、さらに現在事項全部証明書か代表者事項証明書	<ul style="list-style-type: none">廃止申請地番の土地全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者印鑑登録証明書は原本を提出
6	地積測量図	<ul style="list-style-type: none">廃止申請地番申請箇所を朱書きで明記
7	公図（地図）	<ul style="list-style-type: none">廃止申請地番申請箇所を朱書きで明記
※注意事項		
<ul style="list-style-type: none">土地全部事項証明書、地積測量図、公図及び法人の各種証明書等は、法務局発行のものか、インターネットより取得したものとする。書類は全て、発行日（表示年月日）が3ヶ月以内のものとする。印鑑登録証明書以外の提出書類は、原本還付が可能。標準処理期間は10日間とする。		